

DNAマーカーによる県育成品種「ぴかいちご®」識別技術

「ぴかいちご®」と他品種とを速やかに識別することで不法栽培を抑止

背景・目的

- ・DNAマーカーを利用した品種識別技術は、育成者権の保護や異品種混入時の品種識別に重要な手法
- ・登録品種が許諾無く栽培される等、不適切な栽培や流通が疑われる際には、品種の特定を速やかに行うため、品種識別技術の確立が必要

成果の内容

「ぴかいちご」の遺伝子型ABは他と異なることから識別が可能(表1, 図1) 種苗, 栽培圃場, 流通の各段階の葉又はがく等を用い半日で判定可能

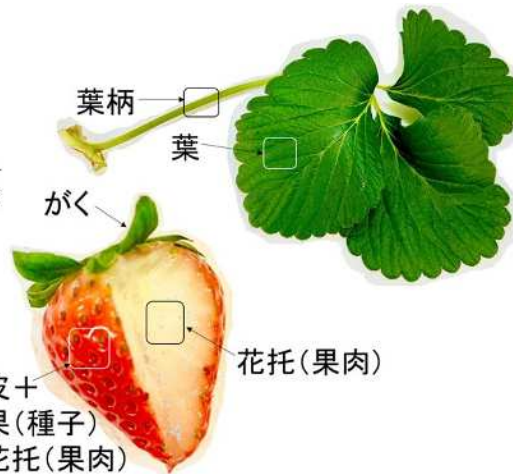
表1 ぴかいちごと7品種の遺伝子型

品種名	マーカー名			
	APX-Mlu I	CHI-Pvu II	F3H-Nco I	MSR-Alu I
ぴかいちご	AB	H	H	A
さつまおとめ	BC	A	A	A
さがほのか	BB	A	A	A
紅ほっぺ	BB	B	A	A
とよのか	BC	A	H	H
さちのか	BC	H	A	H
とちおとめ*	AA	A	A	H
章姫*	BB	H	H	A

注1) ※は農研機構野菜茶業研究所作成の品種識別マニュアル及び九州農業研究第66号(長井ら)から引用



図1 Mlu I での電気泳動パターン



花托等からでも1日あれば識別可能

期待される効果

○葉やがくが1片あれば, DNAマーカーで品種の特定が可能である情報を周知



- ・種苗の流出や不適切な栽培を未然に抑止
- ・県の育成者権の保護

○普及対象・範囲
県内イチゴ栽培生産者, 技術員

鹿児島県農業開発総合センター
園芸作物部バイオテクノロジー研究室